

デジタル庁

○ 告示第二十三号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

<p> 一 令和八年度福井県勝山市115(いこ)みらい応援金(原 油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度勝山市一般計 当初予算における、福井県勝山市以下、子育て世帯を支援する 観点から支給される給付をいう。) るための基礎とする情報(公的給付等口座登録関係情報 (公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため)の預貯金口座 の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第三 項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。第 三 含む。) の管理に関する事務 </p>	<p> 事 務 </p>
<p> 座登録簿関係情報に関する情報 要件の該当性を判定する必要がある (いこ)みらい応援金の支給 </p>	<p> 情 報 </p>

二 令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金（原油価
格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補
正予算における、京都府福知山市から、地域住民を支援する観
点からの支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施する
ための基礎とする情報（入所等の措置に関する情報（児
童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による入所等の措
置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律
第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知
的障害者福祉法（昭和十五年法律第三十七号）による入所等
の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和十八年法律
第三百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報）をい
う。）、「障害者関係情報（福祉の措置の実施に関する情報）をい
う。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年
法律第二百二十三号）による更生援助に関する情報（保健福祉手
帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年
法律第二百二十三号）による更生援助に関する情報）、「令和二
年度特別定額給付金等（令和二年法律第二十七号）第三項に規
定する令和二年の特別定額給付金等（令和二年法律第二十七号）
の支給に関する情報）及び令和七年度京都府
報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和七年度京都府
福知山市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（原油価や物価
高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算に
おける、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点か
ら支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の
管理に関する事務

令和七年度京都府福知山市物
価高騰対策定額給付金の支給要件
の該当性を判定する必要がある
者に係る公的給付支給等口座登
録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。